

令和2年6月8日

建設工事一般競争（指名競争）  
入札参加資格者の皆様

高知市上下水道局企画財務課長

配水管工事技能者の兼務に係る取扱いについて

従来、工事現場に配置される配水管工事技能者については、現場代理人との兼務を認めていませんが、下記の場合において、兼務することを可能とし、取扱いを変更します。

記

1 配水管工事技能者と現場代理人との兼務を認める場合

配水管工事技能者の外に、別途配管作業に従事する配水管工事技能者（高知市上下水道局に配水管工事技能者として登録されている者）を受注者もしくは下請業者において配置できる場合

2 事務手続き

別途配管作業に従事する配水管工事技能者について、配管作業着手日までに「配水管工事作業員届」（別添様式）を工事担当者に2部提出すること。

3 適用日 令和2年6月8日

適用日時点ですでに施工中、あるいは契約済みの工事についても適用するものとするが、配水管工事作業員届の外、別途現場代理人変更届の提出が必要